

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

エ 窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）

メニューごとの条件

【二重窓】

- ①二重窓、二重サッシの取付けをいう。
- ②対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。
1居室全ての窓改修と同時にほかの居室又は非居室（廊下、玄関その他）の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修でも可。

【複層ガラス】

- ①複層ガラスの取り付けをいう。
- ②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであること。
- ③対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。
1居室全ての窓改修と同時にほかの居室又は廊下、玄関その他の非居室の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修でも可。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。
※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください。（工事一式等は不可）
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 平面図
※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 設置する窓のメーカー名、仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであることがわかるものの写し
※二重窓、二重サッシとして申請する場合は提出不要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書）【参考様式2】
- ・ 窓の設置後の写真
※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。
※【参考様式3】写真提出用台紙に貼りつけてご提出ください。
- ・ メーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書、納品書等）
※二重窓、二重サッシとして申請する場合は提出不要です。
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。